

<報道発表資料>

令和8年3月27日

京都市行財政局防災危機管理室

京都市避難所運営マニュアルを改定

一 災害からいのちと暮らしを守る地域の支援拠点を目指して一

京都市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度に京都市避難所運営マニュアルを策定し、(別冊)感染症対策編を追加するなど状況の変化に対応してきました。

令和6年12月には、「場所(避難所)の支援」から「人(避難者等)の支援」への考え方の転換が図られるとともに、能登半島地震の対応を踏まえ、国の避難所運営指針の改定が行われました。

この度、国の指針の改定を踏まえ、避難所の生活環境の向上を目的に、学識経験者などの外部委員や関係各局・区の庁内委員の参画のもと検討会を開催し、京都市避難所運営マニュアルを令和8年3月に改定しました。



【閲覧場所】

京都市防災ポータルサイトにて3月27日(金)より公開を予定しております。

【経過】

京都市では、平成24年度に京都市避難所運営マニュアルを策定し、住民の自治による避難所の開設・運営を目指して、避難所ごとの避難所運営マニュアル作成に取り組んできました。

この間、様々な事情で在宅や車中泊等での避難生活を選択する避難者や新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進むなど、避難生活を取り巻く環境は大きく変化しました。令和6年12月には、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換が図られるとともに、能登半島地震の対応を踏まえ、国の避難所運営指針の改定が行われました。

国の改定を踏まえ、京都市では、避難所の生活環境の向上を目的に、令和7年10月から学識経験者などの外部委員や関係各局・区の庁内委員の参画のもと検討会を開催し、京都市避難所運営マニュアルを改定しました。

令和8年度以降、改定した京都市避難所運営マニュアルの地域展開（避難所ごとのマニュアルの更新）を推進し、災害時の円滑な避難所の開設・運営と安心・安全で尊厳ある避難生活の実現を目指します。

【今回の改定ポイント】

- 避難された方々が安心・安全で尊厳ある避難生活を送れるよう、国際基準であるスフィア基準^{*}を踏まえて、避難生活の質の向上を図ります。
 - TKB（トイレ・キッチン・ベッド）を確保して避難所の環境を向上
 - 発災当初は安全確保のために受入れを優先し、避難所運営が落ち着いた段階で、安心・安全で尊厳ある避難生活を送ることができるようあらかじめ避難所ごとにレイアウトを決めておきます。
- 「人の支援」の考え方のもと在宅避難をはじめ、多様な避難に対応した地域の支援拠点とします。
 - 自宅が安全なら「在宅避難」、親族宅やホテル等への分散避難も選択肢
 - 避難所は、在宅避難者を含むすべての地域住民にとっての「支援拠点」として、水・食事・物資の提供、支援情報の発信に加え、トイレ・入浴・洗濯等の生活の支援拠点としての機能を持つよう取り組みます。
- 避難者みんなの協力のもと、外部支援をうまくいかし、一人一人の負担が少ない避難所運営を目指します。
 - 地域コミュニティと行政が外部支援（専門知識を持つ災害派遣チームや他都市からの応援、災害NPO、ボランティア団体等）の協力を得て取り組みます。

^{*} 人道支援において、災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むための最低限満たされるべき基準

<お問合せ先>

京都市行財政局防災危機管理室

電話：075-222-3210